

バックオフィス業務のDX化を実現するクラウドサービスの活用

SBIビジネス・ソリューションズ株式会社
代表取締役 夏川 雅貴

はじめに

日本は年々労働力人口が減少しているエイジングソサエティであり、地方を含む働き手の急減・超高齢化がもたらす影響は、長期的な課題として過去来から取り沙汰されております。このような背景のもと、現在の地域経済社会においては、労働力人口の減少などに伴い、人手不足の影響が顕著となり始めてきたところに、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が重なり、企業が直面している課題はさらに複雑さと深刻さを増しています。

課題の一つとして、中小企業を中心とした日本経済を支える多くの企業において、依然としてアナログ取引を行っているなどバックオフィス業務のデジタル化の遅れが挙げられます。これを改善する様々な取組みが官民で行われていますが、政府における指針を示した経済産業省の「新産業構造ビジョン」などにおいても、中小企業のイノベーションを促す仕組み作りや環境整備を通じて、収益力が劇的に上がる生産性革命が将来像として描

かれ、その方法の一つとして「バックオフィス業務のデジタル化・効率化」が明確にうたわれています。バックオフィス業務のデジタル化は、企業の資金の流れを中心に据えてデータとして蓄積・可視化し、そのデータを活用することの基礎であると考えられており、財務経理業務の作業の効率化から、将来の財務状況の予測やコスト管理にいたるまで、あらゆる企業活動の精度を高め、効率的な事業運営を実現する重要な要素であると考えられています。

当社は、IT技術により中小企業のバックオフィス業務を効率化するクラウドサービスの提供を通じてバックオフィスに携わる皆様の単純作業を減らしてコア業務に注力できる環境を整え、専門知識を効率よく経営のために活かす機会を作り出すことで、中小企業の生産性と競争力を高めて事業発展に寄与し、国と社会の変革に貢献することを目指しています。

1. クラウド型経費精算システム「経費BankII」で経理業務のデジタル化

最近、「電子帳簿保存法」や「インボイス制度」などの電子化を推進する法改正が世間の注目を集め、それぞれの対応を見据え、社内の経理関連業務の電子化やデジタル化を通してDXを実現していきたいという中小企業が増えてきています。

当社はクラウド型経費精算システム「経費BankII」を提供していますが、電子帳簿保存法令和4年度改正に伴い、電子データの保存の仕方について2021年10月頃から問い合わせが急増しています。

そもそも、電子帳簿保存法令和4年度の改正には、「1.事前届け出の廃止」「2.優良電子帳簿システムで作成された帳簿データの優遇制度」「3.国税関係書類のスキナ保存の要件緩和」「4.電子取引データの保存の厳格化」「5.罰則規定の制定」という5つのポイントがあり、制度の緩和と運用の厳格化がセットになった内容となっています。この電子帳簿保存法、令和4年度の改正で特に注目を集めたのが、「4.電子取引データの保存の厳格化」で、こちらは「電子で受け取った領収書や請求書は一定の要件を満たして電子データのまま

保存しなければならない」という義務を課す内容になります。皆様も、インターネットで商品を購入した際に、領収書を電子メールで受け取った経験があると思います。このメールなど電子で受け取った領収書や請求書を、これまでは印刷して経理の方に提出すると、経理担当者は経費精算処理を行うと同時に証憑書類として渡された領収書や請求書を紙で保存していたと思いますが、これが今回の法改正によって税務上の証憑書類としては認められなくなり、電子のまま保存しなければならないと定められました。

また、電子で保存するにあたっては、次の①～④いずれかの対応を取る必要があります。「①タイムスタンプを付与した後にデータを授受する」「②取引データ授受後、2か月以内にタイムスタンプを付与する」「③訂正削除不可、または訂正削除履歴が残るシステムでの授受・保存」「④訂正削除の防止に関する事務処理規定の備付け」。これらのうち、どれを選ぶべきかで企業の皆様は悩まれ、相談を受けるのですが、問い合わせ増加の要因としては③のシステムの導入を通して法改

正の対応をするだけでなく、これを契機に経費精算業務の効率化・生産性向上と将来的なDX化を見据えている企業が増えていることが背景にあると言えます。

当社の「経費BankII」は、従業員10名で初期費用無料、月額3,000円から導入できるシステムで、令和4年の改正電子帳簿保存法にも追加費用なしで標準対応しています。人数が少ない企業でも低コストで法令対応と経理業務のDX化の基礎を築くことができます。導入を機に、従業員の立替精算、取引企業からの請求書を受け取りの段階で電子化し、電子データで社内の回覧、決裁、経理処理、精算処理までを行うことで、経費精算業務のキャッシュレス化とペーパーレス化、経理処理の効率化を図りたいというニーズにぴったりとはまるサービスです。

さらに、電子帳簿保存法と並び、経理業務の電子化の大きな契機となる法改正の一つとしてインボイス制度を見据えた動きも出てきています。インボイス制度とは、2023年10月1日から導入される新しい「消費税の仕入税額控除のための方式」です（正式名：適格請求書等保存方式）。現行の請求書は、「区分記載請求書等保存方式」と呼ばれる記載方式になっており、税率と税込合計金額ごとの表示が求められていましたが、インボ

イス制度開始以降では適格請求書発行事業者の登録番号、また適用税率と税率ごとに区分した消費税額を明記する必要があります。登録を行わないと「仕入税額控除」が受けられないため、個人事業主を含むほぼすべての事業者が登録対象となる想定です。制度的には請求書の発行側に記載事項を義務づけていますが、受け取った側も登録番号と区分ごとの消費税額をしっかりと管理していく必要が出てきます。消費税の計算に必要な情報であり仕入税額控除の適用有無に影響するため、今から体制を考え管理方法を早めに準備し始めることが重要です。

このように、経理業務のうち、特に経費精算にまつわる業務はここ数年で大きく環境が変わることが予想されます。かねてから経理業務のDX化が注目を集めていますが、その中で税務関連の法改正が重なり、今後も2023年10月のインボイス制度開始、2024年1月の電子データ取引の保存方法の適用義務化に向け、制度への対応にとどまらず、企業内の様々なデータ活用・自動化などのDX化が促進されていくことが想定されます。

当社では、今後もお客様一社一社に寄り添い、セミナーの実施などを通じて社内業務の整理とあるべき姿を見据えた計画的な経費精算システムの導入や経理業務のDX化推進を支援してまいります。

【「経費BankII」運用イメージ】



2. クラウド型請求書発行システム「請求QUICK」が目指す経理業務のDX

コロナ禍でテレワークが急速に広まり、ビジネスにおけるデジタル化の重要性がますます高まる中、改正電子帳簿保存法の2022年1月からの施行を目前に控えた昨年12月下旬に「電子取引の電子保存義務化に2年の猶予期間を設ける」ことが新聞などで大きく報道されました。この発表により、電子帳簿保存法が改正され、自社でも電子保存の対応をしなければならないということを知

めて知ったという企業も多数存在し、改めて多くの企業が経理書類の電子化や法改正に対応できていない事実が浮き彫りになりました。このような状況からも推測されるように、中小企業におけるバックオフィス業務、特に経理周りへのIT投資は後回しにされる傾向が強く、一例として入金の手作業を銀行で記帳後に一件ずつ確認しながら手作業で行うなど、アナログな業務が定常化して

おり、月末月初の経理担当者の業務負荷や心理的負担が非常に大きいことが継続的な課題となっています。

そこで当社は、日々業務を行う「経理担当者の目線」に立ち、一人でも多くの経理担当者の業務的・心理的負担を軽減するため、「請求QUICK」を開発しました。

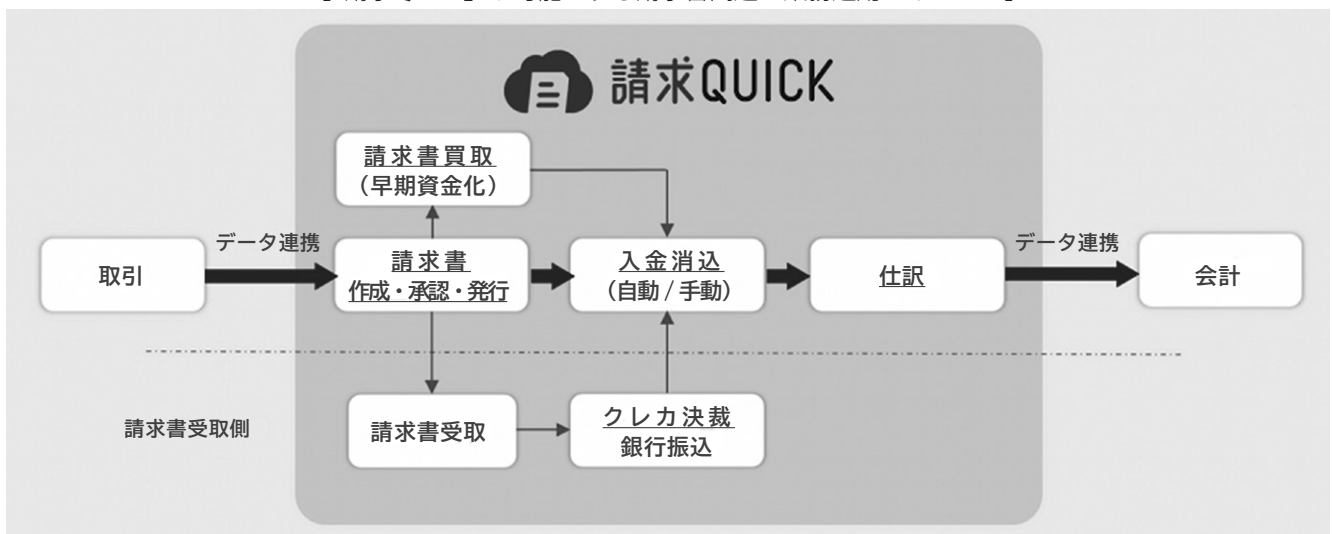
「請求QUICK」は、請求書の作成・発行から入金消込・会計仕訳までワンストップで管理することが可能なため、業務プロセスの短縮と効率化はもちろん、手作業によるミスをもたぬに防ぐことで経理担当者の様々な負担を軽減します。さらにデータ連携による作業の自動化は、不正や人的ミス防止の課題解決にも繋がることから、経営者視

点においてもガバナンスの向上が期待できます。また、基本使用料0円から始められるため、これまでバックオフィスシステムへの投資が難しかった中小企業でも気軽に導入でき、経理業務のDX推進をサポートします。

入金確認の作業をシステムに任せて業務を効率化することにより、経理担当者は自社のお金の流れを把握しているからこそその経営改善提案や社内フローの見直しなど、経理本来のクリエイティブな業務に集中していただくことができます。

また「請求QUICK」には、銀行の入出金明細自動取得機能や売上代金のクレジットカード決済機能、請求書買い取り機能も標準搭載されており様々なバックオフィス業務のDX化を支援します。

【「請求QUICK」が可能にする請求書関連の業務運用のイメージ】



3. クラウド型ワークフローシステム「承認Time」で社内文書を電子化

日本は長きにわたり紙文書への捺印文化が根深く存在し、社内だけで完結する書類(申請書や報告書)が紙文書という会社は、中小企業のみならず大企業でもまだまだ多いのが現状です。皆様の会社にも社内完結する申請書や報告書を紙文書で回覧・承認しているという場面はないでしょうか。

このような社内の紙文書は企業の中で様々な業務の起点になっていますが、起点となる文書が紙であると、必然的にその後の処理もすべて紙で行わざるを得なくなり、物理的な制約が発生すると同時に、承認にかかる時間も長くなります。そのような社内の紙文書をクラウド上で一元管理することで、社内のペーパーレス化を促進し、物理的・時間的制約のない社内稟議承認フローのデジタル化が可能になります。

当社の「承認Time」はそのような「紙文書の承認」から脱却し、企業の承認プロセスにおける「意思決定の迅速化」と「意思決定記録のデータ化と活用」が可能のため、リモートワークにも強いデジ

タル化と業務効率化を同時に叶えるのに最適なシステムです。

例えば、稟議や日報、押印申請書など社内で作成、印刷して提出しているという書類については、すべてクラウド上で一元管理できるようになります。「承認Time」を導入した企業は、書類作成や承認(押印)のために会社に出社する、上司が出張中のため承認が下りず作業が止まってしまう、議事録などの紙の書類を回覧するために印刷して準備をする、といった非効率を無くすことができます。さらに他のシステム(経費BankII)と連携することで、稟議承認と経費精算の突合作業を自動化することも可能です。

また副次的な効果として、従業員の皆様が、あの書類も「承認Time」に載せて承認作業を効率化しようという創発的な動きも出てきます。DX化といわれても、まだデジタル化にも着手できていないという企業には、まずはこのような社内の紙文書を電子化するところからスタートし、DX化の一步を踏み出すことをご提案しています。

【「承認Time」運用イメージ】



4. 「勤怠Reco」でタイムカードから電子化

近年、日本が直面している「少子高齢化による労働人口の減少」「長時間労働の慢性化」「育児や介護との両立」など雇用に関する多くの課題に対し、政府は働く人のニーズの多様化に対応するため「働き方改革」を推進しています。この改革の一環として、労働基準法を筆頭に多くの関連法を改正し順次施行しています。こういった労務関連においても、法改正の対応を迫られている中、勤怠管理をタイムカードで運用をしているという企業はまだ多いとお聞きします。このタイムカードの運用には多くの集計作業による手間と給与計算の時間がかけていますが、就労に関する法改正に伴う管理方法についてはキャッチアップが難しく、すべてを把握したうえで手作業で1件ずつ管理するのは非常に手間がかかる上、煩雑

になりがちです。

このような手間と労力がかかる勤怠管理についてクラウドサービスを導入し、集計作業や管理業務をデジタル化することは、社内の電子化を進める最初の一步として最適です。

当社の「勤怠Reco」は1IDが100円（10IDから提供）と低価格で、機能を特化して電子化を進めることが可能ですので、今まで述べてきたようなソリューションを社内で使うことにイメージがわかないという企業でも、タイムカードで管理していた勤怠管理を電子化することは比較的イメージがわきやすいのではないのでしょうか。

勤怠管理はまだタイムカードで管理しているという事業者の方はぜひ「勤怠Reco」をご利用ください。

【「勤怠Reco」画面イメージ】



おわりに

当社は、地域経済の中心にある地域金融機関とともに、バックオフィス業務の生産性向上に資するクラウドサービスを中心に利便性の高いサービスをお客様目線で提供し、地域企業の足元から業務改革の支援を進めています。その中で、顕在化した地域企業の課題に即した新たなサービス開

発・機能充実にも今後取り組んでいきます。

こうした事業活動を通して地域金融機関と地域企業の収益力向上を推進し、地域経済社会の発展、ひいては日本経済の発展に貢献したいと考え、バックオフィス業務の効率化とDX化支援をこれからも真摯に行ってまいります。